

議案第74号

あきる野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため、規定を整備する必要がある。また、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、成年年齢が引き下げられるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険条例（平成7年あきる野市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

第8条第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第1項各号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。